

【記入例】
合流式下水道に接続する有害物質使用特定施設の設置

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

福井市長殿

届出者 福井市△△町〇〇-〇〇
株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（~~第6条第1項又は第2項、第7条~~）の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社〇〇〇〇 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		福井市△△町〇〇-〇〇	付近見取図を添付してください。	
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	指定地域なし		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を地下に浸透させることはない。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☒ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	①	②
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
型 式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は別図のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は別図のとおり）
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は別図のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、別図のとおり)	地下に設置されている場合は、その旨を記載してください。
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	稼動時に影響する範囲について記載してください（防油堤等については、可能であれば容量を記入）。
設 置 年 月 日	年 月 日	使用届出の際に記載してください。
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
施 設 の 数	1基	1基
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	令別表第1 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	令別表第1 第66号 電気めっき施設

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「設備」とは、特定施設に付帯する配管や排水溝等です（注意事項をご参照ください）。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	①	②
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設備	地上配管	地下配管
構造	ステンレス製	ステンレス製 (漏えい検知設備あり)
主要寸法	直径100mm×30m	直径100mm×10m
配置	めっき工場1階 (配置は別図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別図のとおり)
設置年月日	年 月 日	使用届出の際に記載してください。
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	設備の点検等に係る一覧表は、別添1のとおり	設備の点検等に係る一覧表は、別添1のとおり

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

【注意事項】

「設備」：施設に付帯する設備の名称を記載

(例) 配管等（継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備）

排水溝等（排水溝、排水管、排水ます、排水ポンプ等の排水設備）

※地下配管については、トレンチか埋設かを記載し、トレンチの場合は構造についても記載すること

「構造」：設備の構造（材質等）、検知設備等の設置について記載

「主要寸法」：設備のうち、主なものについて寸法を記載

「配置」：建物の名称、位置等を記載（地下に設置されている場合は、その旨を記載）

「その他参考となるべき事項」：有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないで、その旨記載

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	①	②
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設置場所	めっき工場1階 (配置は別図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別図のとおり)
操業の系統	別紙のとおり	原材料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
1日当たりの使用時間	4時間	6時間
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	硝酸 (○%) ○L 弗酸 (○%) ○L 塩酸 (○%) ○L 硫酸 (○%) ○L	鉛 (○%) ○L 硫酸 (○%) ○L
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項	・使用する有害物質 硝酸、弗素 ・使用の季節的変動 6月中旬～7月中旬 100%稼働 1月中旬～2月中旬 30%稼働 その他 70%稼働	・特定施設で使用している有害物質の種類を記載してください。 ・特定施設の使用に季節的変動がある場合は、変動状況を記載してください。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

上水道 →①表面処理施設・②電気めっき施設→ 排水処理施設 → 下水道

【参考：概略図】

【凡例】

— ：有害物質が通る排水溝

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）

上水道

① 表面処理施設

② 電気めっき施設

排水処理装置

地上配管

地下配管

漏えい検知設備あり

合流式下水道へ放流

4 m³

※ 詳細を記載した図面を添付してください。

（有害物質が通る配管等を容易に区別できるように記載してください。）

用途別用水量

用 途	使 用 水	用水使用量(m³／日)
めっき等工程	水道水	4

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る設備の一覧表

工場又は事業場における施設番号	施設名称	有害物質の種類	設備名	構造基準	点検頻度	点検方法	点検内容
①	酸又はアルカリによる表面処理施設	硝酸 弗素	本体	—	年 1 回	目視	亀裂、損傷等
			床面	A	年 1 回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等
			地上配管	A	年 1 回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等
			使用の方法	A	年 1 回	現地確認	管理要領の確認 (作動状況確認)
②	電気めっき施設	鉛	本体	—	年 1 回	目視	亀裂、損傷等
			床面	A	年 1 回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等
			地下配管 (検知設備あり)	A	年 1 回	気密試験	配管の内部の水の 水位変動
			使用の方法	A	年 1 回	現地確認	管理要領の確認 (作動状況確認等)

備考

- 1 構造基準にはA・B・Cのいずれかを記入すること。

A基準（新設の基準）

：水質汚濁防止法施行規則第8条の3～第8条の6で定める構造基準等

B基準（既存の基準）

：水質汚濁防止法施行規則附則第3条～第6条で定める構造基準等

C基準（既存の基準 ※平成27年5月31日まで、適用可能）

：水質汚濁防止法施行規則附則第8条第1項で定める構造基準等

- 2 施設の使用の方法に関する管理要領及び点検計画等の資料を添付してください。